

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（R3改正）募集要項

〈 背景 〉

森林の有する多面的機能の発揮のためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

〈 事業 〉

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援します。

1 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会、NPO等の地域の実情に応じた3名以上で構成する組織（家族は構成員3名に含めない。）

2 応募条件

- (1) 活動組織 ① 組織の規約が定められていること。（会費の徴収等により自立的に活動できる組織）
② 森林所有者と活動に関する協定者を締結していること。
③ 原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあること。
- (2) 対象森林 ① 活動を行う時点において、**森林経営計画が策定されていない森林**。
② 長期にわたって手入れがされていない里山林と判断されるもの。
③ 活動面積は0.1ha以上。（少数第2位切り捨て）
- (3) 市町支援 ① **市町が追加の支援を行う活動**。

3 対象となる活動

種 類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング調査、傷害保険等
(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング調査、傷害保険等
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング調査、傷害保険等
森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置
関係人口創出・維持活動タイプ	活動に際し地域住民に加え、関係人口の参加を創出するため、関係人口の受け入れ準備、受け入れに伴う掛かり増し経費等のソフト経費

注) 森林機能強化タイプ及び資機材・施設の整備並びに**関係人口創出・維持活動タイプ**はサイドメニューであるため、メインの森林整備を行うタイプと組み合わせることにより実施することができる。

4 交付金の単価、上限、使途

(1) 交付金単価

種 類	国の交付単価又は交付率	市町が追加の支援を行う場合の目安
① 活動推進費	112,500 円 (初年度のみ)	37,500 円 (初年度のみ)
② 地域環境保全タイプ (里山林保全)	1 ha 当たり 120,000 円	1 ha 当たり 40,000 円
③ 地域環境保全タイプ (竹林整備)	1 ha 当たり 285,000 円	1 ha 当たり 95,000 円
④ 森林資源利用タイプ	1 ha 当たり 120,000 円	1 ha 当たり 40,000 円
⑤ 森林機能強化タイプ	1 m 当たり 800 円	1 m 当たり 200 円
⑥ 資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内、 一部のものは 1/3 以内	—
⑦ 関係人口創出・維持活動タイプ	調整中	調整中

(2) 交付額の上限 1 活動組織当たりの交付額の上限は 500 万円/年

(3) 交付金の使途

区 分	使 途
(1) の種類欄に掲げる①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品 (⑥に掲げるものを除く)、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
(1) の種類欄に掲げる⑥	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや (休息や作業のための簡易建物)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等 (※汎用性の高い物品等は対象外)
(1) の種類欄に掲げる⑦	ソフト経費に対して支援する方向で調整中

5 提出していただく書類 (各2部)

提出書類	様式	継続	新規
① 採択申請書 (※申請日を4月1日とする。)	第13号	○	○
② 活動計画書 (※計画期間は当初採択から3年間とする。)	第12号	○	○
③ 実施に係る協定書	第11号	○	○
④ 活動組織規約、構成員名簿	第10号	○	○
⑤ 付属資料 (計画図: 1/5000以上、資機材の見積り)		○	○
採択決定前着手届 (※早期に事業着手する場合)	第9号	審査後	審査後

※様式第10号、第11号は参考例ですので独自のものを使用しても構わない。

6 交付金申請手続き

(1) 申請方法・提出先、問合せ先

活動する森林の所在する市町の「森づくり事業担当課」に2部提出して下さい。

(1部が広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会(以下「地域協議会」)へ送付されます。)

<問合せ先>

広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

事務局 一般社団法人 広島県森林協会内 (〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1)

TEL:082-221-7191 FAX:082-221-7194 E-mail:mori@hsk.ecweb.jp

広島県農林水産局森林保全課 森づくり推進グループ (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

TEL:082-513-3694 FAX:082-223-3583 E-mail:noushinrin@pref.hiroshima.lj.jp

(2) 募集期間

◆ 令和3年3月9日(火)~3月19日(金)の間に、市町の森づくり事業担当課に2部提出

(その内1部が市町からの「活動の有効性等に関する意見書等」を添付され地域協議会事務局に提出される。)

(3) 審査方法と採択通知

① 申請額の合計が令和3年度予算内示額を超える場合は、事業量の調整を行います。

② 地域協議会の審査の後、活動組織に審査結果の通知を行いますので、早期に活動に着手したい場合は、「採択決定前着手届」を地域協議会へ提出して下さい。
なお、着手予定日は、国への申請予定日の4月下旬以降として下さい。

③ 「採択決定前着手届」を提出されない場合は、国からの交付決定があり、地域協議会から活動組織へ採択通知を行った日(昨年度では6月上旬)以降の活動が対象となります。

7 その他

その他詳細は、下記ホームページを検索して参考にしてください。

広島県森林協会ホームページ <http://www.hsk.ecweb.jp>

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

8 留意事項

令和3年度から新設される関係人口創出・維持活動タイプについては、未だ詳細が不明であり、明らかになった段階で希望する活動組織がある場合には、国と調整しながら、市町の財政的な支援の意向を踏まえて対応する予定です。

当面、採択申請書等は昨年度の様式を参考したもので提出して下さい。